

事 務 連 絡
平成27年1月7日

各都道府県税務担当課・市町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

ふるさと納税の申告手続の簡素化に係る事務の取扱いについて

「ふるさと納税」（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。以下同じ。）については、「平成27年度税制改正大綱（平成26年12月30日）」（自由民主党・公明党）において、「ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限の引上げを行うとともに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。これとあわせ、地方公共団体に対し、返礼品等の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請する。」とされたところです（別添1）。この平成27年度税制改正に関する事項については、改めて通知等によりお知らせすることとしています。

また、ふるさと納税の手続については、「経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）」において、「「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続の簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。」とされているところであり、手続の簡素化に関する地方団体の取組については、「「ふるさと寄附金制度」（いわゆる「ふるさと納税」）に係る事務の取扱いについて」（平成25年9月13日付事務連絡）においても、ふるさと納税がより一層積極的に活用されるよう留意事項を取りまとめ、連絡しているところです。

「経済財政運営と改革の基本方針2014」に従って手続の簡素化を図る取組のうち、（後日、別途お知らせする予定の）「ふるさと納税ワンストップ特例制度」以外の取組で寄附者の申告手続簡素化につながるものについて、今般、下記のとおりとりまとめましたのでお知らせします。これらの取組は、特に既に平成26年中に寄附をした者の申告手続の簡素化につながるものと考えております。

貴団体においては、これらの取組を進めていただくとともに、ふるさと納税の一層の拡充に向けた各団体独自の取組についても積極的に推進していただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対しても、この旨、周知を図られるとともに、適切な助言・支援を、よろしく申し上げます。

記

I 申告手続について

1. 「ふるさと納税をされた方のための確定申告書作成の手引き」の利用に関する周知及び「確定申告書等作成コーナー」の利用促進

国税庁ホームページに設けられている「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)については、平成26年分につき、平成27年1月5日から公開されています。

このコーナーを利用した申告書の作成が容易になるよう、「ふるさと納税をされた方のための確定申告書作成の手引き」を(一社)地方税電子化協議会において作成し、同協議会ホームページ(<http://www.eltax.jp/www/contents/1419405596536/index.html>)に掲載しています(別添2)。

総務省ホームページでもリンクを貼り周知を行いますので、貴団体においても、ふるさと納税ホームページにおいてリンクを貼るなど、周知を図ってください。

なお、国税庁においては、「確定申告書等作成コーナー」の活用を推進しているところであり、国税局から貴団体に対し活用に関する広報等の依頼があった場合には、可能なご協力をいただくようお願いいたします(別添3参照)。

2. 「確定申告書の記入例(A様式)」の周知

平成25年9月13日付の事務連絡(「ふるさと寄附金制度」(いわゆる「ふるさと納税」)に係る事務の取扱について)の際にも参考送付したところですが、「確定申告書の記入例(A様式)」について、平成26年分用に改訂したものを作成しました。また、記入例と併せて、確定申告の案内についても作成しています(両面印刷で表裏1枚で使用できるものとして作成しています。)(別添4)。

総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html) に掲載していますので、貴団体においても、ふるさと納税ホームページにおいてリンクを貼るなど、周知を図ってください。

3. 「確定申告書イメージ（下書き）作成プログラム」の利用促進に関する周知
確定申告書を手書きで作成する際に資するよう、申告書の完成イメージ（下書き）が作成できる簡易なプログラムを作成しました（別添5参照）。

総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html) に掲載していますので、貴団体においても、ふるさと納税ホームページにおいてリンクを貼るなど、周知を図ってください。

4. ふるさと納税をされた方専用の申告様式の周知

年末調整済の給与所得者がふるさと納税に係る寄附金控除の適用を受けるときに使用できる「ふるさと納税をされた方専用の申告書様式」が国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/yoshiki01/shinkokusho/02.htm>) に平成27年1月9日から掲載されます。貴団体においても、ふるさと納税ホームページにおいてリンクを貼るなど、周知を図ってください（別添3参照）。

II その他

各団体においては、寄附者の申告手続の簡素化・容易化につながるよう、上記とともに、手続に関する広報や、ホームページにおける手続の解説などの独自の取組についても、引き続き積極的に実施してください。